内閣衆質七二第二三号

昭和四十九年五月二十八日

内 閣 総理大臣 田 中 角

榮

衆 議 院 議 長 前 尾 繁 三 郎 殿

衆議院議員木原実君提出成田空港と航空の安全に関する再質問 に対 別紙答弁書を送付 す

る。

(質問の

衆 議 院 議 員 木 原 実 君 提 出 成 田 空 港 と航 空 \mathcal{O} 安 全 に 関 す る 再 質 間 に 対 す Ź 答 弁 書

一について

(1) 隣 接 飛 行 場と は 東 京 玉 際空 港及び百 里 飛行 場で あ ý, 関係 機関 とは防 衛庁 及 び 運 輸 省 \mathcal{O} 内

部 機 関 で あ る。 目 下 調 整 中 \mathcal{O} 項 目 は、 百 里 飛 行 場 に お け る 計 器 飛 行 管 制 に 関 す るこ لح \mathcal{O} ほ

か、 成 田 空 港 \mathcal{O} 進 入、 出 発 及 び 待 機 経 路 との 関 連 に お け るこれ 5 $\stackrel{-}{\equiv}$ 飛 行 場 \mathcal{O} 管 制 上 \mathcal{O} 管 轄

空

域の境界に関する事項である。

(2)管 制 上 \mathcal{O} 管 轄 空 域 は、 そ \mathcal{O} 飛 行 場 に 出 入 す る 航 空 機 \mathcal{O} 進 入、 出 発 及 び 待 機 経 路 لح 密 接 に 関

連 L 7 お り、 れ 5 経 路 に 0 1 て は、 + 分 時 間 を か け 7 検 討 を 重 ね ることとし て ** \ る た め で

ある。

(3)下総 飛行場 \mathcal{O} 進 入管制 は、 成 田空港開港 後 は、 羽 田 空域 \bigcirc 部として行うよう予定 L てい

二について

(4) (イ) 及 (ロ) 「高度的 に分離した複数飛行経路を使用する」ことが望ましいとする条件 及びそう

る。

なけれ ば なら な い条件 は、 その空域内 の飛行経路を使用する航空機の型式 や飛 行の 態

様、 航空交通の量 管制の方式等により複雑に変化するので、 一般的に適用される基準 は

間隔)をとつた複数の飛行経路である。

定めら

れてい

ない。

「 高

度的に分離した複数飛行経路」

とは、

高度差による安全間隔

(垂直

(ハ) 及 び (二) 飛 行 経 路 を 高 度差 に ょ り設定 する場合、 ある 経 路 に つい 、て航空 機 \mathcal{O} 上 昇降 下 が 頻

繁 12 行 わ れ るときは、 当該 経 路 を 使 用 す る 航 空機 \mathcal{O} 性 能 飛 行 \mathcal{O} 態 様等 を考慮 L て、 同

 \mathcal{O} 交通 量 を 前 提とし た巡 航 の場合より高さ 度幅を大きくとることにより 他 の経路と分離する

こととなる。

(1) 7 て 1 か ** \ 1 5 < る (8)· 考 が ま えで で そ 成 あ \mathcal{O} 田 る。 際 空 12 港 成 は、 田 \mathcal{O} 空 飛 千 港 葉 行 県、 経 \mathcal{O} 路 飛 行 茨 12 経 城 0 路 県 11 は そ て ま は \mathcal{O} だ 他 確 開 \mathcal{O} 定 地 港 L 方 \mathcal{O} て 公 兀 共 1 な 寸 五. 1 か 体 \mathcal{O} 月 \mathcal{O} で、 意 前 見 ま 公表 を で ŧ 12 できる段 で 決 きる 定 L だ た 階 け 1 と考 で 考 は 慮 え な L

(9)は \mathcal{O} 割 成 合、 基 田 空 本 当 的 港 該 と 三 に 経 は 路 宅 交 を 通 V 飛 量 O 行 で R す あ る る D 航 が M 空 Е 機 具 間 \mathcal{O} を 体 機 的 シ 種 に ン 構 は グ 成 当 ル 等 該 ル \mathcal{O} 交 相 \vdash 通 互. \mathcal{O} か 関 集 5 連 中 7 に 度 ル ょ 合 チ n ル 決 進 ま 1 入 る 機 に \mathcal{O} する と で、 出 発 た 単 \Diamond 純 機 \mathcal{O} \mathcal{O} 12 数 混 条 合 件 値

(10)関 係 省 庁 は 主 لح し 7 防 衛 庁 及 び 運 輸 省 で あ り、 昭 和 兀 + 六 年 末 か 5 制 限 空 域 \mathcal{O} 変 更 に 関 す

る検討を行つている。

で

示

す

 \mathcal{O}

は

困

難

で

あ

る。

三について

- (1) 北 側 \mathcal{O} 空 域 下 12 は 水 戸 勝 田、 那 珂 湊 等 \mathcal{O} 市 街 地 及 び 東 海 村 \mathcal{O} 原 子 力 施 設 が あ る 0) で、
- 安 全 上 \mathcal{O} 見 地 か 5 タ 力 ン 進 入 経 路 は 設 定 L 7 1 な 1
- (2)滑 走 路 \mathcal{O} 主 た る 使 用 方 向 は 南 側 か 6 で あ り、 そ \mathcal{O} 使 用 率 は 約 七 \bigcirc パ] セ

ン

}

で

ある。

- (3) 約二八キロメートルである。
- (4)か 5 (7)ま で 般 12 管 制 上 \mathcal{O} 管 轄 空 域 を 設 定 す Ś に当た つて は、 進 入 出 発 及 び 待 機 経 路 との

関 連 に お 7 て、 当 該 飛 行 場 に 出 入 す る 航 空 機 \mathcal{O} 機 種 機 数 等 を t 勘 案 す る \mathcal{O} が 通 例 で あ り、

百 里 管 轄 空 域 に 0 1 7 t 同 様 で あ る

な お 成 田 空 港 \mathcal{O} 設 置 に 伴 う 百 里 飛 行 場 \mathcal{O} 管 轄 空 域 12 0 1 て は 両 飛 行 場 \mathcal{O} 円 滑 な る 進

入 及 U 出 発 飛 行 が 確 保 さ れ る ょ う 目 下、 防 衛 庁 と 運 輸 省 کے \mathcal{O} 間 で 協 議 中 で あ る。

- (8) 約一〇キロメートルである。
- (9)成 田 空 港と 百 里 飛 行 場 は、 比 較的 近 距 離 に あ るが、 相 互. に 調 整 を行うことによつてそれ

れ \mathcal{O} 機 能 を 両 <u>\f</u> さ せ ること は 可 能 で あ る。

四について

(1) 成 田 空 港 \mathcal{O} 位 置 決 定 に . 当 た つて は、 管 制 上 \mathcal{O} 間 題 \mathcal{O} ように 技 術的 な 事 項 لح は 別 に 周 辺 住

民

で

に 及 ぼ す 影 響 等 に 0 7) て 十 分 に 検 討 を 行 1 れ 5 \mathcal{O} 諸 条 件 を 総 合 勘 案 し 7 決 定 L た ŧ \mathcal{O}

あ る。 5 な みに、 成 田 空 港 \mathcal{O} 位 置 決定 に 0 7 て \mathcal{O} 閣 議 決 定 に 際 L 7 は 同 時 に 新空 港 \mathcal{O} 位

置 決 定 に · 伴 う 地 元 対 策 12 0 1 て とい う 閣 議 決 定 を 行 0 て お り、 地 元 対 策 に は + . 分 な 考 慮 を

払つている。

(2)羽 田 及 び 百 里 \mathcal{O} 飛 行 場 \mathcal{O} 空 域 に 0 1 て は 両 飛 行 場 施 設 \mathcal{O} 位 置 関 係 両 飛 行 場 に 係 る 航 空

交 通 \mathcal{O} 態 様 関 連 す る 航 空 保 安 施 設 \mathcal{O} 配 置 等 カン ら 相 互 に 重 複 す る こと な < そ れ ぞ n 所 要 \mathcal{O} 空

域 を 確 保 で きる かどう か を検 討 Ļ これ 5 飛 行 場 は 両 <u>\f</u> が 可 能 で あ る との 結 論 に 達 L た ŧ \mathcal{O}

である。

(3)に 具 発 を 経 設 体 従 般 路 的 定 0 に、 な 並 す て 内 る び 新 容 に 前 関 に、 を 管 た 東 確 に 制 空 空 空 当 定 域 港 該 L 域 に て 空 を お \mathcal{O} 設 計 7 港 け < を 置 画 る を 含 す 航 \mathcal{O} が 定 る む 空交 通常 場 8 周 合 辺 通 \mathcal{O} 空 12 L \mathcal{O} 手 域 は か 態 法 る \mathcal{O} 様 当 後 航 で を 該 あ 関 空 仔し る。 交 空 連 細 す 港 通 に 成 る 12 \mathcal{O} 分 田 航 流 係 析 空 空 る れ し、 港 保 に 個 に 安 基 别 管 施 0 づ \mathcal{O} 制 設 進 1 1 空 入、 7 7 \mathcal{O} 一域に ŧ, 機 基 能 本 出 係 等 発 的 る 0) を な 及 当 よう 考 進 び 初 慮 待 入 案 な 機 及 を 手 び 経 0 策 法 0 出 路

五. に 0 1 7

定

L

た

ŧ

 \mathcal{O}

で

あ

る。

(1)3 的 か どう ナ に 複 数 ル 増 大 か 飛 に し、 レ 行 つ 場] V 12 ダ カ つ、 7] 離 発 は 管 質 着 制 的 す 現 場 に に る 移 多 管 航 行 様 空 制 す 化 機 機 る す 関 \mathcal{O} 0 る が 飛 に に お 妥 行 至 当 げ 経 つ 路 で たときには、 管 あると考え が 錯 制 業 綜 務 す るととも \mathcal{O} 実 る これ 体 が、 に 5 にこ 照 そ 飛 当 5 \mathcal{O} 行 ょ 該 場 個 う 経 E な 別 路 0 に 状 上 7 判 態 \mathcal{O} 7 断 航 に す 立 空 元 × 5 交 的 至 通 な ŧ が 0 タ た 量 \mathcal{O}]

る

L

き

と考える。

(2)管 制 業 務 \mathcal{O} 基 本 原 則 は、 航 空 機 \mathcal{O} 運 航 \mathcal{O} 安 全 確 保 で あ り、 管 制 処 理 能 力 \mathcal{O} 向 上 は、 当 然こ

れ を 前 提 とし て行うべ きも 0 で あ る。 関 東 空 域 に お け る タ] ? ナ ル • レ] ダ 管 制 業 務 \mathcal{O}

元 化 にこ つ **,** \ ても、 安全性 0) 確 保とい う前 提 \mathcal{O} ŧ とに、 空 域 0) 有 効 利 用 と管 制 処 理能 力 \mathcal{O} 向 上

を図る手段として計画されるべきものと考えている。

(3)か 5 (5)ま で 管 制 業 務 \mathcal{O} 基 本 原 則 は、 ۲, つい か なる場合に お **,** \ て ŧ 安全 \mathcal{O} 確 保 で あ る。 ター

?

ナ ル ダ 管 制 業 務 に 0 **,** \ て ŧ, これ が 元 化 され 7 7) る 場 合 あ る 7 は さ れ 7 1 な 1 場

合 7 ず れ で あ つ 7 ŧ, そ れ ぞ れ \mathcal{O} 態 勢 に 応 ľ 安 全 を 確 保 L う る 管 制 処 理 能 力 を 前 提 と L 7 管

制 業 務 を 行うこととなる 0) で、 安 全 \mathcal{O} 点 に お 1 て 差 が 生ず るこ と は あ り 得 な 1 L た が 0

て、 タ ミナ ル] ダ 1 管 制業務 の 一 元化が遅れたことが 原因で 事故が 発生することは考

えられない。

(6)る 航 \mathcal{O} 空 で 機 概 0) 〇〇〇フィ に 機 種、 は 7 離 え] 陸 な 重量、 } 7 に達するには、 が、 経 例 路 え 上に ば、 ボ お 約四 け] る 1 シ 風 八〇キ 向、 グ 七 口 兀 風 メー 速、 七 温 1 L 度等 ル前後を必要とするとされ R が 標 \mathcal{O} 諸 準 大気 条件 に 温 度、 ょ り 無 大きく異 風 0) てい 場 合 な

(7)我が 国より は るか . に 長 い経験 に基づき諸外国において統 一的に採用されている基 準 で あ

り、

問

題

は

な

いと考えてい

る。

る。

(8)5 及 関 び れ る。 東 百 空 里 これらターミナル・レ 域 \mathcal{O} 空 に 域 お け を る 対 ターミナル 象とす るが、] ・ レ ダ 当] 面 管制 ダ は Î の 一 管 成 制 田 元化は、 の 一 及 び 元 百 里 化 運輸 は、 に 0 省の、 最 V 終 て 主導により行うこととなる。 実 的 施 に することになると考え は、 横 田 羽 田 成 田

(1) 横田空域の縮小等は、次のとおり行つている。

六につい

7

七について

る。

	昭和四十七年三月	昭和四十七年五月	昭和四十六年九月	年月
			,	H
	横田空域の縮小	専用ルートの拡大	ト) 浜松出発経路の設定(専用ルー	目
		,	定(専用ルー	的
フィートまでに拡大した。 三、○○○フィート で あっとともに 焼津を 中心とすとともに 焼津を 中心とす	横田空域は、それまで高度は無限で	○○○ 東に同専用ルートを一○、○○ 東に同専用ルートを認定した。	東京国際空港から 出発さ	内
フィートまでに拡大した。三、〇〇〇フィート で あ つ た も の を 一四、〇〇〇三、〇〇〇フィート で あ つ た も の を 一四、〇〇〇とともに 焼津を 中心とする 東京ACCの 高度は一とともに 焼津を 中心とする 東京ACCの 高度は 三一、〇〇〇フィートまで 同空空路B―1、〇〇〇フィートに 限定し、 同空域東端の航	・「()))・「「「はいい、」、「はない」とは、それまで高度は無限であつたが、これ()()、「「「を近か」 ねげした	○○○フィートン音口、なてした。更に同専用ルートを一○、○○フィート及び一二、つの専用ルートを認定した。	一六、○○○フィート及び一八、○○○フィートの二一六、○○○フィート及び一八、○○○フィートの二東京国際空港から 出発する 西行便の ために、 高度	容

(2) 管制に関する合意により事 米軍が我が国で行つている航空交通管制業務は、地位協定第六条第一項に基づく航空交通 実上の問題としてICAO基準に準拠して行われているものであ

- (1)及び (2)本シ ステ L 0) 主 体 で あ る 側 辺 バ レ ツ 1 は 中 心 線 燈 列 が 設 置 で きな 1 場 合 \mathcal{O} 代 替 シ
- バ ス] テ ムと 及 び L 接 7 地 帯 前 例 燈 \mathcal{O} は あ る カテ 般 ゴ 的 IJ な] ŧ Π \mathcal{O} 精 で 密 あ 進 る。 入 滑走路 ま た、 に係る 側 列 バ 進 レ 入 ツ 燈 **,** シ ステム 五. \bigcirc と 同 メ] じ 1 配 ル 列 ク で 口 あ ス
- り 実 験 又 は シミ ユ レ シ 日 ンを必要とするとは考えない

(3)

Ι

A

T

A

及

び

Ι

F

A

L

Р

A

は、

ともに、

本

施設に

関する協

議会に出

席して

お

り、

Ι

A

Т

A

- は 昭 和 兀 + 八 年三月二日 付 け 文 書 によ り 同 意 を 表 明 してきた。 ま た、こ 0) 同 意 は Ι A
- Τ A が Ι F A L Р A لح 調 整 済 4 \mathcal{O} Ł \mathcal{O} で あ る。 ま た Ι Α Т A は、 五. \bigcirc メ] 1 ル ク

口

ス

- バ (_) 側 列 バ レ ツ 1 赤 色)、 (三) 接 地 帯 燈 \mathcal{O} 設 置 を 要 請 て き た 0) で、 れ を 設 置 L た。
- (4)例 え ば 飛 行 場 燈 火 に つ **,** \ て 1 え ば、 エ 事 等 で 時 的 に 滑 走 路 を 短 縮 L 7 使 用 す る 場 合 \mathcal{O}
- 滑走路末端燈の設置等がある。
- (5)前 口 述べ たように、 本 件 進入燈を原因として事故が発生するということは考えられない。

八について

(1) 及 び (2)昭 和 兀 十三 年 及 び 昭 和 兀 + 兀 年 \mathcal{O} 年 に わ た り、 三 里 塚 地 区 12 お 1 て、 気 象 調 査 を

行 0 た 結 果、 視 程 八 \bigcirc \bigcirc メ] 1 ル 未 満 兀 \bigcirc \bigcirc メ 1 ル 以 上 雲 高 六 \bigcirc メ 1 ル 未 満 三 \bigcirc メ]

1 ル 以 上 \mathcal{O} t \mathcal{O} が \bigcirc 五. 口 測 定 さ れ た。 右 記 \mathcal{O} ょ う な 気 象状 況 は 力 テ ゴ IJ] \prod \mathcal{O} 運 用 \mathcal{O} 範

囲と考えられる。

(3)Α 滑 走 路 南 側 \mathcal{O} 進 入 着 陸 に 0 1 て は 当 分 \mathcal{O} 間、 力 テ ゴ IJ] I 運 用 と せ ざる を得 な 7 状 況

で あ る。 L か し、 で き る だ け 速 Þ か 12 力 テ ゴ IJ \prod 運 用 を 可 能 に す る た \Diamond 努 力 L 7 1 る。

(4) 新 空 港 \mathcal{O} 代 替 空 港 に 0 1 7 は 現 在 検 討 中 で あ る。

九について

昭 和 兀 + 九 年 兀 月 五 日 付 け 答 弁 書 別 表 \mathcal{O} 現 用 飛 行 場 に 関 す る 障 害 物 件 0 う ち、 進 入 表 面 転

移 表 面 又 は 水 平 表 面 が 告 示 され た 後 設 置 又 は 植 栽 さ れ た 障 害 物 件 及 び そ \mathcal{O} 設 置 等 \mathcal{O} 時 期 並 び に

これらの 障害物件の具体的な除去対策等は、 別表のとおりである。

なお、 右の物 件のうち、 水平 表面に係るものに ついて は、 航空法第四十九条第一 項但し書の

規定により飛行 場 の設置者たる運輸大臣 の承認を受けているものである。

右答弁する。

告示後にあらわれた障害物件の状況

· · · ·							
港北 九 州空	広島空港		新潟空港		空大	空東京国際	空港名
水平表面	水平表面	(東側)	(南側)	"	水平表面	水平表面	称表面の名
三、玉、六	四三、六、二七	"	三七、六、一	"	三八、二二、二七	三六、一二、一六	示年月日
基鉄 塔 五	クレーン	" 一 棟	建物一棟	水槽	建物二棟	鉄塔二基	類物件の種
四三〇九、一〇二	四四、二二		四三、二二	四七、二	四六、一一	四八、三	至つた年月 同物件の設置
メートル 一・八~二・四キロ	二・三キロメートル標点から	西五メートル 治陸帯から	六四メートル	三・六キロメートル標点から	メートルボ・七キロ標点から	メートル 一・七キロ 標点から	位置
ト五一 ル・〇 五~ メー ー	ル四 五 メ ート	ト四 ル・ 四 メー	トニル・ニメー	ルー・メート	二五~四七	ルニーメート	突出高
認 一項但し書により承 航空法第四十九条第	認 一項但し書により承 航空法第四十九条第	"	小型機に限定	"	認 一項但し書により承 航空法第四十九条第	就空法第四十九条第 一項但し書により承	具体的な措置

宮崎空港(西	"	"	"
西側面	<i>"</i>	"	
四二、七、	250	**	22.6
Ξ			
地物	"	アンテナ	建物
四三、	四七、	四七、	四七、
=	九	五	Ξ
三五五メートル ・ ・	二・四キロメートル	二・三キロメートル	一・四キロメートル
トー・九メー	メーロ六・五	メー四五・五	トル・九メー
き続き交渉中 五日除去要求し、引 昭和四十三年三月十	"	"	"